

奈良県広域水道企業団職員の扶養手当に関する規程をここに公布する。

令和7年3月31日

奈良県広域水道企業団企業長 山下 真

奈良県広域水道企業団企業管理規程第21号

奈良県広域水道企業団職員の扶養手当に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、奈良県広域水道企業団職員の給与に関する規程（令和7年3月企業管理規程第17号）第8条第4項の規定に基づき、扶養手当に関し必要な事項を定めるものとする。

(扶養親族の認定)

第2条 奈良県広域水道企業団職員の給与の種類及び基準等に関する条例（令和7年2月条例第32号。以下「条例」という。）第6条第2項に規定する扶養親族には、次の各号のいずれかに該当するものは含まないものとする。

- (1) 他の団体から扶養手当に相当する手当の支給を受けている者
- (2) その者の給与所得、不動産所得、事業所得等の合計額が年額130万円以上である者

2 職員が他の者と共同して同一人を扶養する場合には、その職員が主たる扶養者である場合に限り、その者の扶養親族として認定することができる。

(届出)

第3条 新たに条例第6条第1項の職員たる要件を具備するに至った職員は、その旨を速やかに任命権者に届け出なければならない。扶養手当の支給を受けている職員の届出に係る扶養親族の恒常的な所得の年間の見込額その他の扶養の事実等に変更があった場合についても、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、任命権者において扶養の事実等を認定することができる場合として企業長が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

(支給の始期及び終期)

第4条 扶養手当の支給は、職員が新たに条例第6条第1項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日（企業長が定める場合にあつては、当該要件を欠くに至った日以降の日で企業長が定める日）の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、前条第1項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後されたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が

月の初日であるときは、その日の属する月) から行うものとする。

- 2 扶養手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

(その他)

第5条 この規程の実施に関し必要な事項は、企業長が定める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。